

諮問番号：令和元年度諮問第 9 号

答申番号：令和元年度答申第 16 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

〇〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成 29 年 10 月 6 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

保護の受給に当たり処分庁の担当者から法第 63 条に基づく費用返還事項について何ら説明はなく、本件処分は納得できない。また、負債を抱えることに困惑しており、毎日の生活にも支障を来している。

処分庁の弁明は、主観により記述している部分が多々あり、全体的に意味不明で理解できない。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）審査請求人が受給した遡及（差額）年金等について

審査請求人は、障害厚生年金の等級に係る審査請求が認められ、平成 27 年 12 月分に遡って障害等級が 3 級から 2 級に変更となったため、平成 29 年 7 月 14 日に受給済みの年金との差額等である 1, 473, 874 円を、

同年8月15日に定例支給分（同年6、7月分の年金額）として261,037円（以下「遡及年金」という。）を、それぞれ受給したものと認められる。

処分庁は、上記事実が判明したため、審査請求人に対して支給された遡及年金について、後記第5の1の（5）（6）に照らし、保護開始時（平成28年4月19日）には障害等級2級の受給権（資力）があったものの、遡及支給を受けた日（平成29年7月14日）以降、当該資力が最低限度の生活の維持のために活用できることとなったとして、審査請求人に対し、法第63条を適用することとしたものと認められ、処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

（2）費用返還額の決定について

処分庁は、審査請求人に対し、当該年金の入金・使用状況等について聞き取りを行ったものの判然とせず、全て借金返済に充てて手元には残っていないということにして処分を検討してほしいという審査請求人の申し出等を踏まえ、総合的に検討した結果、本件処分を行ったものであると主張している。

審査請求人の主張は、返済能力がない（手元にお金が残っていない）者に対し、返還決定を行うことに納得がいかないものと推認される場所である。しかしながら、後記第5の1の（5）から（7）のとおり、法第63条に基づく費用返還は、原則、全額が返還対象とされる場所、審査請求人の状況は自立更生の範囲に含まれないと判断したものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

（3）まとめ

以上のとおり、処分庁が、保護開始時から審査請求人に対して支給した保護費が、審査請求人が受給した遡及年金の額を上回るため、受給額の全額を返還額として決定した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（4）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和元年6月24日	諮問書の受領
令和元年6月28日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：7月16日 口頭意見陳述申立期限：7月16日
令和元年7月10日	審査請求人の主張書面の受領

令和元年 7 月 22 日 第 1 回審議
令和元年 8 月 27 日 第 2 回審議

第 5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第 4 条は、「保護の補足性」について規定しており、第 1 項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第 5 条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第 27 条は、「指導及び指示」について規定しており、第 1 項において、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。
- (3) 法第 61 条は、「届出の義務」について規定しており、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。
- (4) 法第 63 条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (5) 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問 13 の 5 の「法第 63 条に基づく返還額の決定」の答（1）は、「法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とされている。
- (6) 問答集の問 13 の 6 の「費用返還と資力の発生時点」の答（1）は、「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第 63 条の返還額決定の対象となる資力が発生したものと取り扱うこととなる。」とされている。

(7)「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の1の法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、次のとおりとしている。

(1) 返還対象額については、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥のとおり定め、④及び⑤において、下記のとおり示している。

①～③ (略)

④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)

(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。

⑥ (略)

(2) 遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについては、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。」とし、下記のとおり示している。

(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

① 資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること

② 当該費用返還額は原則として全額となること

③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に

保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

(イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成28年4月28日の記録票には、処分庁は、審査請求人に対し、同月19日付けで法による保護の開始を決定し、保護のしおりに用いて権利と義務について説明を行ったことが記載されている。
- (2) 平成28年5月6日の記録票には、処分庁は、審査請求人に対し、法第27条第1項に基づき、指示書を手交の上、世帯の収入、支出その他生計の状況について変動等があったときは、すみやかに地区担当員に報告するよう指示を行ったこと、審査請求人は、処分庁に対し、法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所長に申告する義務があることを福祉事務所担当者から説明を受け、理解した旨の書面を提出したことが記載されている。
- (3) 平成29年9月25日の記録票には、処分庁の担当者が審査請求人から「日本年金機構から白紙の診断書が届いた」として助言を求められたことを受け、年金所管課に対して審査請求人の年金の支給状況を確認した結果、同年7月15日付けで1,473,874円が、同年8月15日付けで261,037円がそれぞれ審査請求人に支給されていることが判明した旨が記されている。
- (4) 平成29年9月27日の記録票には、審査請求人は、処分庁に対し、遡及年金は、審査請求人の社会福祉協議会の生活資金貸付返済に係る保証人になっている審査請求人の妻（以下「妻」という。）が返済に充てたことを審査請求人の子（以下「子」という。）に確認した旨の説明を行ったこと、処

分庁は、社会福祉協議会に対して、審査請求人の返済は平成25年8月26日を最後に行われておらず、平成28年11月4日付けで免責決定されていることを電話で確認したことが記載されている。

また、処分庁の担当者が審査請求人から同意を得た上で、〇〇年金事務所（以下「年金事務所」という。）に対して審査請求人の年金収入状況を調査した結果、平成29年7月15日付けで支給された1,473,874円は、障害厚生年金が平成27年12月分より2級から3級に等級変更されたことに対する審査請求人の審査請求が認められたことによる遡及支給（平成27年12月から平成29年5月分）であること、同年8月15日以降は障害厚生年金2級として261,037円が支給されていることが判明した旨が記されている。

- (5) 平成29年9月27日付けの年金事務所による受給権者支払記録回答票には、同年7月14日付けで1,473,874円、同年8月15日付で261,037円が審査請求人に支払われたことが記されている。
- (6) 平成29年9月28日の記録票には、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人の社会福祉協議会の借金は平成28年11月に免責決定されており、平成29年7月及び8月に受給した遡及年金について、妻が社会福祉協議会への返済に充てたとする審査請求人の説明には矛盾がある旨を指摘したこと、審査請求人は、処分庁に対し、社会福祉協議会以外にも借金があり、妻や子が返済に充てたとしか考えられない旨を説明したこと、審査請求人が受給した遡及年金は法第63条に基づく返還対象になる旨を説明したことが記載されている。
- (7) 平成29年10月6日の記録票には、処分庁はケース検討会議を開催し、障害厚生年金等級変更による遡及受給分1,473,874円及び定例支給分の認定不足分163,620円を合計した1,637,494円を法第63条に基づき返還決定処分をすることを決定したことが記載され、同日付けで本件処分を行った。

3 判断

(1) 審査請求人が受給した遡及年金について

記録票及び年金事務所による受給権者支払記録回答票から、審査請求人は、障害厚生年金の等級に係る審査請求が認められ、平成27年12月分に遡って障害等級が3級から2級に変更となったことから、平成29年7月14日に受給済みの年金との差額等である1,473,874円を、同年8月15日に定例支給分として261,037円を、それぞれ受給したことが認められる。

そして、処分庁は、上記事実の判明により、審査請求人に対して支給された遡及年金について、法第63条を適用したものと認められる。

(2) 法第63条に基づく費用返還について

前記1(7)のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額が返還対象となるが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、一定の範囲の額を返還額から控除して差し支えないとされている。また、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについては、真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要とされ、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないとされている。

本件についてみると、審査請求人は、遡及年金を債務の弁済に充てた旨を主張するが、主張の裏付けとなる客観的証拠等は示されていない。仮に審査請求人の当該債務が保護開始前の債務であり、審査請求人が主張するとおり遡及年金をその弁済に充てていたとしても、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額は自立更生の範囲には含まれないとされていることから、真にやむを得ない理由により控除を認める場合には当たらないものと解される。

また、本件では、保護開始前の債務に対する弁済以外に、例外的に法第63条に基づく返還額から控除すべき用途その他事情について、審査請求人からの具体的な主張立証はない。

(3) 処分庁から審査請求人への説明等について

処分庁は、平成28年4月28日に保護の開始を決定した際に、審査請求人に保護のしおりに用いて権利と義務について説明を行っていることが認められる。また、同年5月6日に審査請求人に対して法第27条第1項に基づき、指示書を手交の上、世帯の収入、支出その他生計の状況について変動等があったときは、速やかに地区担当員に報告するよう指示を行っていることが認められる。

さらに、平成29年9月28日に遡及年金を債務の弁済に充てたとする審査請求人の主張に関して処分庁が妻及び子に対し事実確認をすることの同意を求めた際に、審査請求人が受給した遡及年金は法第63条に基づく返還対象になる旨の説明を行っていることから、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分に係る一定の説明等を行っていることと認められる。

(4) 以上のことから、本件処分は、前記1の法令等の定めに従って行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会
委員（部会長）野一色 直人
委員 高畠 淳子
委員 松村 信夫